

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は経営環境の変化に対応し、真の企業競争力強化のためには、意思決定の迅速化、経営の透明性及びディスクロージャーとアカウンタビリティの充実を柱とする、より一層の株主価値を重視したコーポレートガバナンスの充実にむけた取り組みが重要と考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【原則1－2－4】 海外投資家等に向けた招集通知の英訳等

当社では、議決権電子行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳を行っておりません。今後は、議決権行使状況や機関投資家及び海外投資家の比率を考慮のうえ、必要に応じて、これらを実施してまいります。

##### 【原則4－7】 独立社外取締役の役割・責務

当社の社外取締役2名はいずれも独立社外取締役ではありませんが、豊富な経営に関する知識及び経験に基づき、経営方針や経営計画等への助言を行うとともに、取締役の業務執行や利益相反取引等を監督しており、経営陣から独立した立場で、社外取締役としての役割・責務を十分に果たしております。

##### 【原則4－8－1】 独立社外取締役の取締役会議論への貢献

当社の社外取締役2名はいずれも独立社外取締役ではありませんが、社外取締役に対して、必要に応じて取締役会以外に情報提供や内容説明を行う機会を設ける等、当社の業務執行内容を把握しやすい環境作りに努めています。また、社外取締役は、必要に応じて連絡を取り合って意見交換を行う等、取締役会における議論に積極的に貢献しています。

##### 【原則4－8－2】 独立社外取締役と経営陣・監査役会との連携

当社の社外取締役2名はいずれも独立社外取締役ではありませんが、社外取締役と経営陣、監査役及び監査役会は、取締役会以外でも、必要に応じて情報提供や意見交換を行うことで、連携を図っています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

##### 【原則1－4】 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。今後、上場株式を保有することになる場合は、取締役会で政策保有に関する方針を決定して開示します。

##### 【原則1－7】 関連当事者間の取引

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

##### 【原則3－1】 情報開示の充実

(1) 経営理念、経営方針、経営戦略を当社ホームページにて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を有価証券報告書にて開示しています。

(3) 当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っており取締役会で決定しております。基本報酬については会社の業績や経営内容を勘案の上、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、各取締役の職位に基づき設定しており、賞与については業績に基づき各取締役の業績に対する貢献度に応じて、配分額を決定しております。

(4) 当社の取締役会は活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、取締役6名うち社外取締役2名、監査役3名うち社外監査役2名で構成しております。上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から、資質を有していること、職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないことを前提に、取締役候補の指名については、株主総会付議事案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

・取締役は業績に加え、知識や経験、高い人望、品格、倫理観等、取締役としての資質を有していること。

・社外取締役は、経歴や当社との関係を踏まえ十分に独立性が確保できること、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。職務遂行を行うための十分な時間を確保できること。

・監査役は財務および会計に関する相当程度の知見、監査役会の役割・債務を果たす上で必要な情報処理能力、高い人望、品格、倫理観等を有していること。

・社外監査役は高い見識を有し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をできる資質を有していること。職務遂行を行うための十分な時間を確保できること。

(5) 取締役会は、上記4を踏まえて、取締役・監査役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しています。新任候補者については経歴を、社外候補者については選任理由を、株主総会招集通知にて開示しています。

(決算資料:[https://www.resol.jp/ir/ir\\_info/brief/index.html](https://www.resol.jp/ir/ir_info/brief/index.html))

(有価証券報告書:[https://www.resol.jp/ir/ir\\_info/securities/index.html](https://www.resol.jp/ir/ir_info/securities/index.html))

(株主総会招集通知:<https://www.resol.jp/ir/share/meeting/index.html>)

##### 【補充原則4－1－1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役会及び監査役会を設置するとともに、執行役員制度を設け、担当職能別に責任分担を明確化して業務を執行しています。なお、有価証券報告書及び総会招集通知に担当及び重要な兼職の状況を開示しております。取締役会では、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定を行います。

月次業績進捗報告会議では、常勤の取締役及び執行役員が当月の業績結果報告と翌月の行動方針を確認しています。

経営連絡会議では、常勤の取締役、監査役及び主要子会社の社長が重要事項の協議を行っています。

監査役会は、各監査役が監査役会で定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会等の重要会議に出席する他、業務及び財産の状況を適宜監査しています。

(有価証券報告書:[https://www.resol.jp/ir/ir\\_info/securities/index.html](https://www.resol.jp/ir/ir_info/securities/index.html))

(株主総会招集通知:<https://www.resol.jp/ir/share/meeting/index.html>)

#### 【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社の取締役会は、取締役6名のうち2名が社外取締役で構成されております。

いずれの社外取締役も、独立社外取締役ではありませんが、各人の経験や知見を生かして自由闊達な議論をすることによって取締役会を活性化させております。独立社外取締役の選任につきましては、今後の事業環境の変化や取締役会構成員の多様性等を考慮のうえ、柔軟に検討して参りたいと考えております。

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたっては、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立基準を参考に、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことなどを判断の上、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる取締役候補者の選定を検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-1】取締役会全体としての考え方、取締役選任に関する方針

当社の取締役会は取締役6名、うち社外取締役2名、監査役3名、うち社外監査役2名で構成しており、適性な規模の範囲であると考えています。

取締役は、業績評価に加え、その者の知識や経験、取締役としての資質等を踏まえて候補者を選定し、取締役会で協議の上、決定します。

社外取締役は、経験や当社との関係を踏まえて十分に独立性が確保できること、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことなどを判断して選定し、取締役会で協議の上、決定します。

#### 【補充原則4-11-2】取締役、監査役の兼任

社外取締役及び社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知等を通じて開示しています。

社外取締役が他社の役員を兼任する場合は、当社の取締役としての役割や責務を適切に果たすために必要な時間と労力を確保できる数かどうかを判断します。

#### 【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性について分析、評価

当社の取締役会の運営状況は以下の通りとなっております。

(1)年間の開催スケジュールに基づき原則的に月1回開催し、重要案件に関し、タイムリーに審議・決議しております。

(2)資料を予め配布し、必要に応じて説明の上、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な討議を行っております。

(3)取締役会は、事業運営や経営課題への対応に必要な知識・経験・能力等を持つ取締役および専門的で建設的な助言および監督のできる社外取締役により構成されており、経営に関わる重要な案件を多角的な視点から討議しております。以上から、取締役会の全体の実効性については、有効性が高いと評価しております。今後、取締役会の実効性評価基準を作成し、実効性の分析・評価およびその概要の開示について検討してまいります。

#### 【補充原則4-14-2】取締役、監査役に対するトレーニングの方針

各取締役・各監査役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうか判断したうえで指名しております。各取締役・各監査役は就任後も各々がその役割と責務を果たすため、外部のセミナーや講演会等への参加を通じて研鑽を積んでおり、会社はそれを支援しております。

#### 【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、以下の体制・方針に基づき、行っております。

(1)広報担当取締役を責任者として選任しています。

(2)IR活動に関して、経営企画部、広報室、管理部等の部署間で協議し、有機的な連携強化を図っています。

(3)建設的な対話が実現するように、株主、投資家(アナリスト・機関投資家)からのIR取材を、積極的に受け付け、広報担当取締役とIR担当者が説明を行っています。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念は経営連絡会議へ適切にフィードバックを行います。

(5)投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとし、コンプライアンスハンドブックに定めてある、インサイダー情報管理に留意しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井不動産株式会社	22,792,000	40.96
コナミホールディングス株式会社	11,329,000	20.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・ミサワホーム口)	3,420,000	6.14
リソルグループ取引先持株会	1,086,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	526,000	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	343,000	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	341,000	0.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	216,000	0.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	209,000	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	204,000	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特別な事情はございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
世古 洋介	他の会社の出身者							○	○		
東尾 公彦	他の会社の出身者							○	○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
世古 洋介		三井不動産株式会社 執行役員	グループ全体のシナジー効果を高めるため、高い見地から経営に関して助言できる人材を選任しております。
東尾 公彦		コナミホールディングス株式会社 取締役	グループ全体のシナジー効果を高めるため、高い見地から経営に関して助言できる人材を選任しております。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画、監査結果について、定期的に情報の聴取、意見交換を行っております。  
中間期、決算期には監査報告会を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 義幸	他の会社の出身者									○	○			
村上 健夫	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 義幸		三井不動産株式会社 関連事業部長	監査体制の中立性・独立性を高めるため、社外での豊富な経験・能力を有する人材を社外監査役に選任しております。
村上 健夫	○	公認会計士	監査体制の中立性・独立性を高めるため、社外での豊富な経験・能力を有する人材を社外監査役に選任しております。 また、村上氏は公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な知識を持つとともに企業財務にも精通、また、企業経営を統治する十分な見識を有しており、客観的な立場から当社の業務執行に関する監査を行っております。 一方で、当社の関係会社、大株主、主要な取引先などの関係者ではなく、当社から多額な報酬などその他の財産上の利益も受けけていないため、十分な独立性が確保されていることから独立役員として指定いたします。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

#### 該当項目に関する補足説明

固定報酬と業績連動報酬の組み合わせにしております。また、常勤の取締役には役員持株会への加入を義務付け、持株会を介して定期的に当社の株式を保有させております。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分(取締役・監査役)ごとの報酬の総額を開示しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役が受ける報酬については、株主総会において承認されている報酬額(年額2億4,000万円)の範囲内で、その職務の内容及び当社の状況を勘案し決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役については管理部が、社外監査役については監査室がその職務を補助しております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は豊富な知識と経験をもった取締役で構成されており、当社の業務内容を十分に把握した社外取締役も経営の意思決定に参画しております。また、取締役の任期を1年とすることで毎事業年度における取締役の経営責任をより明確化させております。

なお、執行役員制度の導入により、意思決定の迅速化、経営の透明性を確保するとともに、社外取締役を含む取締役会が執行役員の業務執行を監督・監視する体制を整備することで、経営の意思決定・監督機能と執行機能を分離、3か月毎に全部門長より役員宛に業務の進捗状況を報告する「進捗状況会議」を開催しております。その他、常勤の取締役及び事業担当執行役員が出席する「月次業績進捗報告」「事業企画会議」を月に1回、常勤の取締役、監査役、主要な子会社の社長が出席する「経営連絡会議」を週に1回開催し、重要事項の報告・協議、経営の意思決定を行っております。

監査役会は、独立役員1名を含む2名の社外監査役と、常勤監査役1名から構成されており、監査役全員が取締役会に出席、その専門性と豊富な見識から積極的な発言を行っており、経営に対する適切な監視がなされていると判断しております。また、常勤監査役は、重要な決裁書の確認、重要会議への出席等、適宜、経営者との情報交換や業務監査等を実施しており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している監査役会設置会社のもとでは、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外役員によってガバナンスの枠組みが構成されるため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実が図られつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 広報室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーからの信頼に継続的に応えることが出来る企業を目指し、そのための行動のあり方、基準、そして私たちが守るべきルールを具体的に示す「リソルグループ コンプライアンスポリシー」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全ての事業を通じて「人にやさしい」「社会にやさしい」「地球にやさしい」の3つの「やさしい」を実現していくことをリソルグループの長期方針として掲げ、お客様に信頼される企業となるよう公正な企業活動の実践に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

#### <内部統制基本方針>

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制を整備する。当社及び主要な子会社は、それぞれの事業に関して責任を負う取締役又は執行役員を任命し、コンプライアンス、リスク管理に関する体制を構築する。コンプライアンス担当部門は、子会社の取締役と連携してこれらを横断的に管理し、その状況を監査する。その活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は文書取扱規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

#### 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部署又は子会社にてマニュアルの作成・配布、教育の実施等を行うものとする。グループ横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行うものとする。

#### 4. 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社の各事業統括責任者がその子会社の取締役になり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制とする。

#### 5. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制を整備する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当部門が当社及び子会社の使用人の教育等を行う。

#### 6. 子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

常勤の取締役、監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期に開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとする。

#### 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役は、コンプライアンス担当部門に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとする。

#### 8. 前号の使用者の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用者は、その命令に関して、取締役、コンプライアンス担当部門長等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用者の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとする。

#### 9. 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとする。コンプライアンス違反行為が発生または発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報する。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、監査役へ報告する。

#### 10. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報の定めに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役職員へ周知徹底する。

#### 11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担する。

#### 12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的な意見交換の場を設けることとする。また、監査役は、取締役及び子会社の監査役と情報交換を行うものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

私たちは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。私たちは、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち良識ある行動に努めます。

#### <反社会的勢力排除に向けた整備状況>

1. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、コンプライアンス室を対応統括部署とし、同室長を不当要求防止責任者として、一切の妥協を行いません。

2. 平素から警察や暴力追放運動推進センターの担当者と意思疎通を図るよう取り組みます。

3. 自社取引先等の属性判断等に際し、暴力追放運動推進センターなど他企業等の情報を活用します。

4. コンプライアンス行動指針に反社会的勢力と対決することを明示し、子会社の施設(ゴルフ場・ホテル・旅館等)の利用規約に反社会的勢力の排除を盛り込みます。

5. 反社会的勢力排除を盛り込んだ「コンプライアンスハンドブック」を全従業員(グループ会社を含む)に配布して啓蒙活動を行うとともに、各種会議等において反社会的勢力排除に関する研修を実施します。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

上記の施策を着実に実施するとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実のために、体制及び施策の見直しを行っております。

